

市営墓地使用者募集案内

令和7年1月

1 申込について

(1)申込資格要件

- ①他に市営墓地を使用していない方(同一世帯員を含む)
- ②会津若松市に1年以上住所を有している方(現在住民登録している方)
- ③直系2親等以内の血族者とその配偶者、その父母及び子、未婚である兄弟及び姉妹(子がいる場合を除く)の墓地に埋蔵してない焼骨(死産児を含む)又は納骨堂に収蔵している焼骨(死産児を含む)をお持ちの方
- ④許可日から1年以内に墓碑を設置できる方

(2)申込にあたって

①申込期間

・令和7年1月9日(木)～1月23日(木) 8:30～17:15(平日のみ)

②申込場所

・会津若松市役所 都市計画課 窓口

③申込方法

- ・希望する区画を1箇所選んでいただき、決まりましたら申込期間内に窓口で「市営墓地貸付抽選会申込書」に必要事項を記入してお申込みください。申込書は窓口で記入していただきます。(※申込書は事前配布しておりません。電話での受付はできません。)
- ・申込みのなかった区画があった場合の再抽選希望の有無についてご記入ください。
- ・申込みは、1世帯もしくは1つの焼骨につき1申請となります。
- ・申込者は、区画の使用者となる方となります。当選決定後に使用者の変更はできませんので、申し込みにあたってよくご確認ください。
- ・代理の方が申込みする場合は、双方の住所、氏名、続柄、連絡先をご記入ください。
- ・申込内容を変更したい場合は、受付後の「市営墓地貸付抽選会申込書」のコピーを持参のうえ、申込期間中に都市計画課までお越しください。

(3)注意事項

- ・当選された方が、その権利を他人(親族等も含む)に譲渡等をすることはできません。
- ・使用者の氏と異なる氏(家名)の墓碑を設置することはできません。

2 募集区画について

(1)募集区画

増設墓地または返還墓地 1 箇所を選んで申し込みしていただきます。

(現状は全て更地)

墓園名	区 画		増設・ 返還の 別	墓碑 設置歴	焼骨 埋蔵歴	備 考
大塚山墓園	①	6区画16列1行	増設	-	-	
	②	6区画16列2行	増設	-	-	
	③	6区画16列3行	増設	-	-	
	④	6区画16列5行	増設	-	-	
	⑤	6区画16列6行	増設	-	-	
	⑥	6区画16列7行	増設	-	-	
	⑦	6区画16列8行	増設	-	-	
	⑧	6区画16列10行	増設	-	-	
	⑨	1区画10列1行	返還	無	無	
	⑩	1区画17列1行	返還	有	有	芝生墓地
	⑪	2区画3列17行	返還	無	無	
	⑫	2区画7列11行	返還	無	無	
	⑬	2区画10列23行	返還	有	有	
	⑭	2区画16列13行	返還	無	無	
	⑮	5区画1列3行	返還	有	有	
	⑯	6区画5列2行	返還	無	無	
	⑰	8区画7列17行	返還	有	有	
	⑱	8区画11列20行	返還	有	有	
	⑲	10区画12列3行	返還	無	無	
	⑳	10区画15列13行	返還	有	有	
	㉑	11区画10列1行	返還	有	無	
	㉒	12区画10列18行	返還	有	有	
	㉓	16区画1列5行	返還	有	有	
	㉔	16区画13列7行	返還	有	有	

	㊥	17区画6列11行	返還	有	有	
	㊦	18区画3列1行	返還	有	有	
真宮墓地公園	㊧	95号	返還	無	無	
	㊨	205号	返還	有	有	

(2)永代使用料及び年間管理料、墓碑等の規格等について

墓地名	面積	永代使用料	管理料(年額)
大塚山墓園	4m ²	140,000円	5,280円
真宮墓地公園	4m ²	120,000円	2,200円

墓地名		規 制	規格概要
大塚山墓園	普通墓地(A型)	墓碑と墓誌、敷石	墓碑:高さ64.5cm×幅75.5cm×奥行87.0cm
	芝生墓地(B型)	墓碑と墓誌のみ	墓碑:高さ50.0cm×幅70.0cm×奥行85.0cm
真宮墓地公園	普通墓地	高さ制限のみ	墓碑:高さ200cm以内

※ 区画内の維持管理(清掃・草刈り)については、使用者ご本人が行うことになります。

※ 使用者の氏と異なる氏(家名)の墓碑を設置することはできません。

※ 大塚山墓園は、卒塔婆を設置することはできません。

3 決定方法について

(1)希望する申込み区画が1人のみの申込みであった場合

申込期間において、1区画あたり一人のみの申込みであった場合は、申込者を当選決定とします。使用許可申請書を郵送しますので、使用許可申請の手続きをお願いいたします。

(2)希望する申込み区画が2人以上の申込みであった場合

- ・職員が抽選する公開抽選により、当選者を決定します。
- ・抽選後、申込者に抽選結果通知をお送りいたします。

[抽選方法]

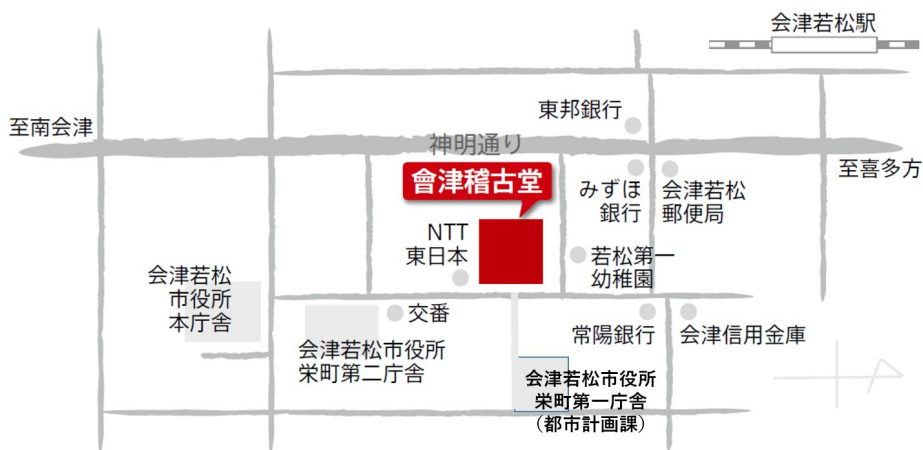
- ①区画別に抽選を行います。
- ②それぞれの区画を希望する方の「申込No.」及び「氏名」を記載している紙を抽選箱に入れます。
- ③職員が抽選箱から抽選を行い、当選者を決定します。

申込みがなかった区画があった場合は、希望した申込み区画の抽選で外れ再抽選を希望した方のうち抽選会当日出席した方において、抽選会当日に職員による再抽選(公開)を行います。

- ①職員が、再抽選を希望する方の「申込No.」及び「氏名」を記載している紙を抽選箱に入れます。
- ②職員が抽選箱から抽選を行い、「当選(順位)」を決定します。
- ③「当選(順位)」の若い順に、好きな区画を選んで頂きます。

※当選後、諸事情により辞退されますと、その後一年間抽選会に参加できなくなりますので、
申込みに当たっては、事前によく相談のうえお申込みください。

※来場して抽選状況を確認する場合、再抽選を希望された方は、9:40～9:55までに受付済の「市営墓地貸 付抽選会申込書」のコピーを持参し、入場してください。
途中入場はできませんので、ご了承ください。



4 応募資格のある方について

1. 他に市営墓地を使用していない方(同一世帯員を含む)
2. 会津若松市内に1年以上住所を有している方(応募者が現在住民登録している方)
3. 直系2親等以内の血族者とその配偶者、その父母及び子、未婚である兄弟及び姉妹(子のいる場合は除く)の墓地に埋蔵していない焼骨(死産児を含む)又は納骨堂に収蔵している焼骨(死産児を含む)をお持ちの方
4. 許可日から1年以内に墓碑を設置できる方

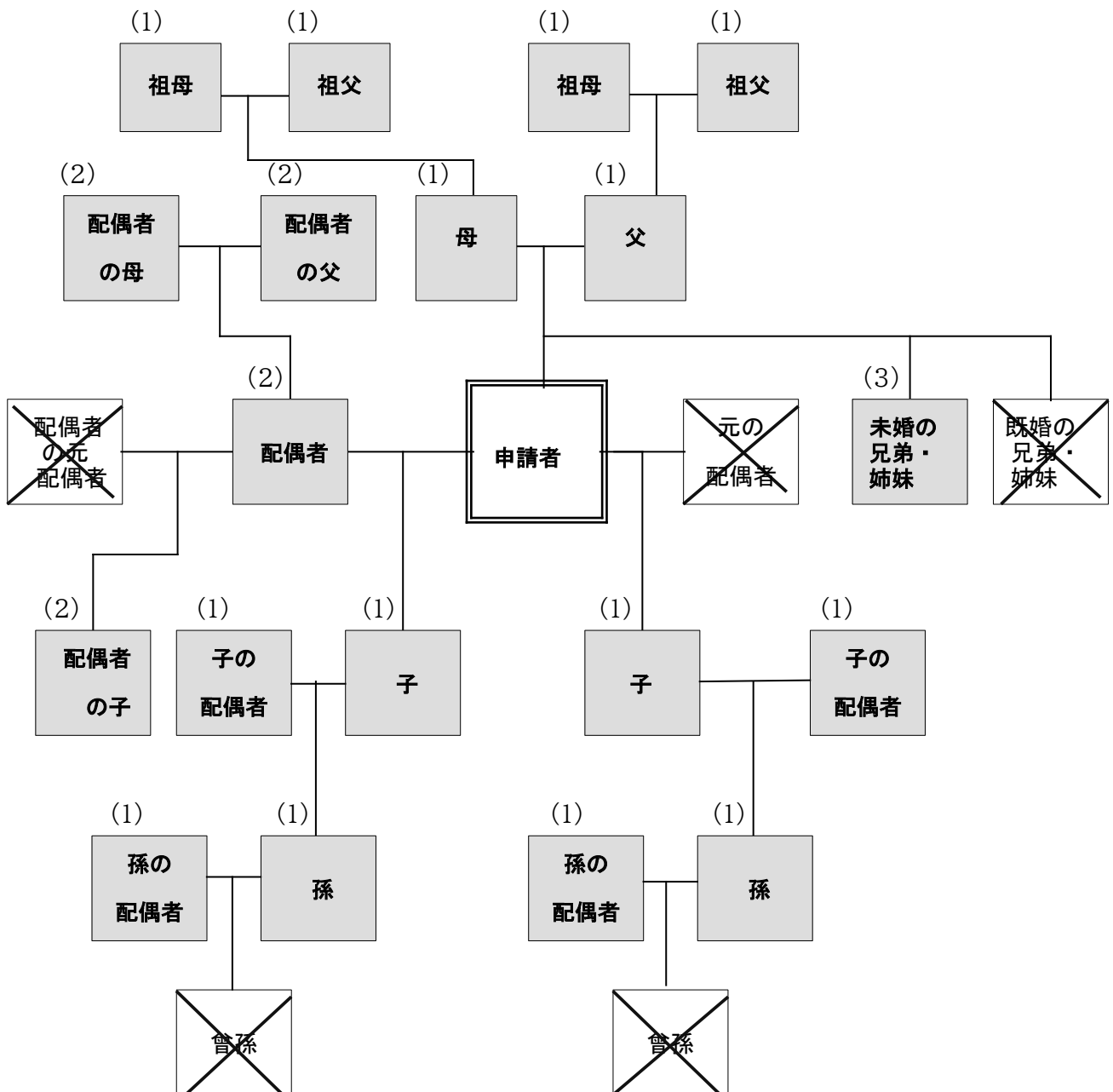
【応募可能な範囲の区分】

(1)直系2親等以内の血族者とその配偶者

(2)配偶者、その父母及び子

※()の数字は区分を表す

(3)未婚である兄弟及び姉妹



5 当選後の使用許可申請手続きについて

(1) 当選された場合の使用許可申請の手続き

当選された方へは、申請用紙を郵送しますので、令和7年2月3日(月)午後から令和7年2月25日(火)までに、会津若松市役所都市計画課窓口において、使用許可申請の手続きが必要となります。当選された方は、使用許可申請をお忘れなくお手続きください。

(2) 使用許可申請に必要な書類について

- ①使用許可申請書(当選者へ郵送します)
- ②使用者の住民票謄本(世帯全員の住民票)
- ③火葬許可証(火葬証明のあるもの)
- ④使用者と焼骨者との関係がわかる戸籍書類(戸籍謄本等)

※なお、戸籍書類は、使用者と焼骨者との関係によって複数必要な場合があります。

◎ご不明な点については、下記までお問合せください。

会津若松市役所 都市計画課 電話:0242-39-1262